

## 『ふるさと納税ワンストップ特例制度』について

### ■『ふるさと納税ワンストップ特例制度』とは？

ふるさと納税をされた方が、給与所得者や年金所得者などの「ふるさと納税の寄付金控除を受ける目的以外で、確定申告や住民税申告を行う必要のない方」である場合に、税務報告手続きを簡素化する特例制度です。

寄付をされる際にワンストップ特例制度の申請をされた場合、お住まいの市町村に対し寄付先の自治体（中土佐町）から通知を行い、翌年度の住民税でふるさと納税に係る寄付金控除を受けることができます。

確定申告をされる場合所得税と個人住民税から別に軽減を受けることとなりますが、ワンストップ特例制度の場合は、所得税の軽減相当額もまとめて住民税から軽減を受けることとなります。

### ■ワンストップ特例制度の対象者は？

ワンストップ特例制度の対象となる方は、次の条件を満たす方に限られます。

①ふるさと納税の寄付金控除を受ける目的以外で、所得税や住民税の申告を行う必要のない方

（地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者）

※対象とならないのは確定申告を行わなければならない自営業者等の方だけでなく、給与所得者や年金所得者の方でも、医療費控除等で確定申告を行う方は対象となりません。

②ワンストップ特例制度で寄付をする市町村数が、年間で5か所以下であると見込まれる方

（地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者）

### ※※ご注意いただきたいこと※※

ワンストップ特例制度の申請をされた方が、医療費控除の追加や所得の申告により確定申告や住民税申告を行った場合や、5か所を超える市町村に申請を行った場合は、ワンストップ特例制度の申請は無効となります。その場合は、確定申告などの際寄付金の申告を忘れないようご注意ください。

### ■手続きの方法は？

希望される方は、記入例を参考に「申告特例申請書」に記入・押印のうえ、下記まで送付してください。受理後に、受付書を送付いたします。

なお、申請書提出後、寄付された年の翌年1月1日までの間に提出した申請書の内容（電話番号除く）に変更があった場合には、寄付された年の翌年1月10日までに「申告特例申請事項変更届出書」を提出してください。様式が必要な方は、下記までお問い合わせください。

また2016年よりワンストップ特例制度の申請の際、申請書に個人番号（マイナンバー）の記載をしていただくとともに、個人番号及び本人確認の書類を添付していただくようになりました。

ご自身のマイナンバー通知の受け取り状況に応じて、下記の添付書類をご同封ください。

・「個人番号カード」をお持ちの方

個人番号カードの表・裏の両方のコピーを添付してください。カードの表面が本人確認の書類として、裏面が個人番号確認の書類となります。

・「通知カード」をお持ちの方

個人番号確認の書類として通知カードのコピーを、本人確認の書類として表 1 の身分証のうちいずれかのコピーを添付してください。

・「個人番号カード」「通知カード」のいずれもお持ちでない方

個人番号確認の書類として個人番号が記載された住民票の写しを、本人確認の書類として表 1 の身分証のうちいずれかのコピーを添付してください。

表 1：本人確認の書類として利用できる身分証

- |             |               |
|-------------|---------------|
| ・ 運転免許証     | ・ 精神障害者保健福祉手帳 |
| ・ 運転経歴証明書   | ・ 療育手帳        |
| ・ 旅券（パスポート） | ・ 在留カード       |
| ・ 身体障害者手帳   | ・ 特別永住者証明書    |

※写真が表示され、氏名、生年月日または住所が確認できるようにコピーしてください。

【送付・問い合わせ先】

〒789-1301 高知県高岡郡中土佐町久礼6602-2

中土佐町役場 総務課 ふるさと納税係あて

電話 0889-52-2211 FAX 0889-52-4511